

常口セーフティ少額短期保険の現状  
平成29年版／平成28年度決算





JOGUCHI SAFETY SSI BUSINESS REPORT **2017**



常ロセーフティ 少額短期保険の現状

# 2017

## INDEX

---

トップメッセージ・経営理念	1
会社概要・主な業務の内容	2
経営について	3
業績データ	19
コーポレートデータ	39



本誌は「保険業法第272条の17において準用する保険業法第111条および同施行規則第211条の37」に基づいて作成したディスクロージャー資料（業務および財産の状況に関する説明資料）です。

### 信頼される少額短期保険会社として

日頃より、皆様には常口セーフティ少額短期保険株式会社をお引き立ていただき、厚く御礼申し上げます。

当社は、少額短期保険業者として平成20年5月30日北海道財務局長（少額短期保険）第1号として開業以来、毎年安定した経営基盤を維持しております。

開業9年目となります平成28年度の業績につきましては、前期との比較で、新規の賃貸入居申込者数が減少したことにより保険料収入が減収となり、また冬期の事故多発により支払保険金が増加したため、経常利益は前年比4.3%減となりましたが、純資産は前年比17%増となり、ソルベンシー・マージン比率も3,417%と高い水準を維持することができました。これらの結果は、ひとえにお客様と代理店の皆様のご支援の賜物であり、役職員一同深く感謝申し上げます。

今後も、更に強固な経営基盤の構築を推進するとともに、経営理念である「お客様にとってシンプルでわかりやすい商品と安心のサービスの提供」に取り組んでまいりますので、引き続き一層のご愛顧、お引き立てを賜りますよう、心からお願い申し上げます。

平成29年7月

常口セーフティ少額短期保険株式会社  
代表取締役社長 萩野 克己

## 経営理念

1. 健全な経営の確保および公正・適正な業務運営を推進し、お客様の保護を図るとともに社会からの期待と信頼に応えます。
2. お客様にとってシンプルでわかりやすい保険商品と、安心のサービスを提供します。
3. 代理店と互いに協力をし、お客様の声を大切にするとともに、相互の発展を図ります。
4. 全役職員が革新的で創造性を発揮できる、先進的な企業風土を築きます。

## 会社概要

商号	常口セーフティ少額短期保険株式会社
設立	平成17年8月31日 (前身の「株式会社常口セーフティ」設立日)
資本金	50,000千円
総資産	635,518千円
純資産	343,175千円
本社所在地	札幌市中央区大通西5丁目1番地2 岡本ビル3階
代表取締役	萩野 克己
従業員数	9名
営業店舗	1店
代理店数	20店

## 主な業務の内容

会社の目的	当社は、次の業務を行うことを目的としています。  1. 少額短期保険業 2. 他の少額短期保険会社または保険会社（外国保険業者を含む）等の保険業に係る業務の代理または事務の代行業務 3. その他前各号に付帯または関連する業務
業務の概要	当社が現在行っている主な業務は次のとおりです。  1. 少額短期保険業 賃貸住宅災害時生活復旧費用保険（生活復旧費用プラン）の引受および契約の維持・管理、保険事故の支払



## ▶ 経営について

代表的な経営指標	4
コーポレート・ガバナンス体制	5
組織図・リスク管理体制	6
法令等遵守（コンプライアンス）方針	7
情報開示	8
行動規範	8
勧誘方針	9
反社会的勢力に対する基本方針	10
個人情報保護方針（プライバシーポリシー）	11
個人情報保護法に基づく個人データの 開示等の請求について	13
クーリング・オフについて	14
保険商品	15
契約手続き	16
保険募集制度	16
保険金のお支払	17
指定紛争解決機関	18

## 代表的な経営指標

(単位：千円)

項目 \ 年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度
元受正味保険料	752,447	723,379	697,994
正味収入保険料	37,622	36,168	34,899
正味損害率	28.0%	23.8%	31.4%
正味事業費率	△ 113.8%	△ 121.4%	△ 133.7%
保険引受利益	71,329	77,478	74,133
経常利益	67,430	73,494	70,368
当期純利益	45,649	51,942	50,695
ソルベンシー・マージン比率	2,241.9%	2,810.4%	3417.8%
総資産額	615,292	590,262	635,518
純資産額	240,536	292,479	343,175
保険業法上の純資産額	248,084	300,993	352,621

\* 保険業法上の純資産額とは、保険業法施行規則第211条の8第1項の規定に基づき、貸借対照表の純資産の部の金額に異常危険準備金の額を加えたものです。

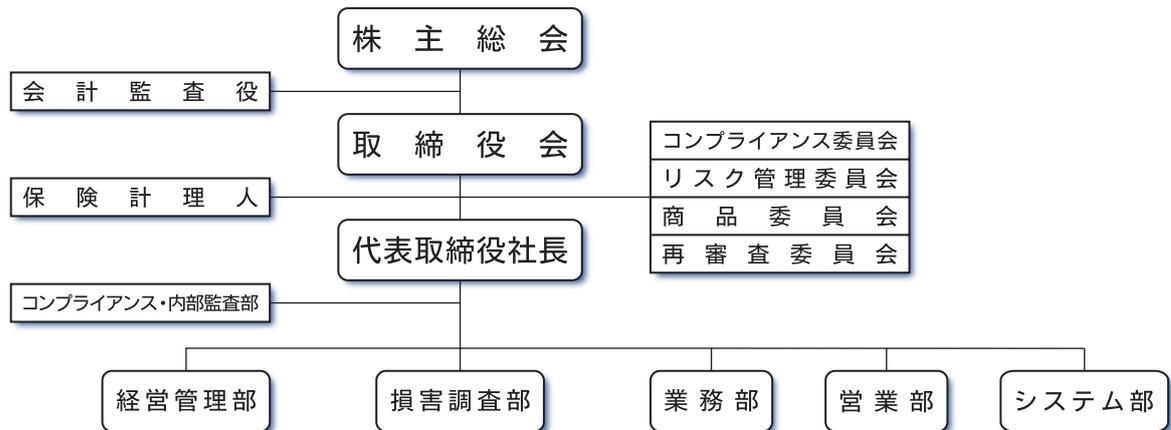
\* ソルベンシー・マージン比率およびその他の用語につきましては、19ページ以降の業績データ項目に記載されておりますので、ご参照下さい。

## コーポレート・ガバナンス体制

当社は、少額短期保険業の公共性を重視するとともに、取巻く様々なリスクを的確に把握・管理し、各種法令を遵守するとともに業務の健全な運営を行うため、下記の体制を確立しています。

- 取締役会** 内部統制システムの構築、経営方針・経営計画の策定・決定を行います。また、法令の遵守、保険募集、顧客の保護、財務の健全性、商品開発管理、保険引受リスク等の整備、検討、承認を行います。代表取締役は、これら取締役会の決定をもとに職務を遂行し、組織全体に方針を周知徹底します。
- 各種委員会**
- コンプライアンス委員会：コンプライアンスに係る方針・施策・教育計画等の承認と決定を行うとともに、その推進状況、重要な課題を取締役に報告します。
  - リスク管理委員会：当社事業に関するリスク分析を行い、その管理体制の強化・管理手法の協議検討を行い各部門のリスク管理状況を総合的に把握します。
  - 商品委員会：商品開発・商品改定の検討・協議を行います。
  - 再審査委員会：適正な保険金支払を行い契約者保護を図るため、保険金請求に関する苦情案件は、外部の弁護士に参加いただき、公平な判断を諮ります。
- 監査役** 損害保険会計に習熟した公認会計士に会計監査を委託し、開かれた経営を目指しています。
- 保険計理人** 支払備金や準備金の健全性に関する法令で定められた確認検証業務を行い、意見書を取締役に提出します。
- コンプライアンス・内部監査部** 全社的なコンプライアンスについて統括します。コンプライアンス・内部監査部は、年間のコンプライアンス・プログラムの策定を行い各部門に周知徹底し、その進捗状況を管理しています。また、法令遵守、契約者保護に主眼を置いて、お客様相談室の苦情対応・管理状況の監査と、各部門および代理店の監査を行い、その結果と改善状況等をコンプライアンス委員会と取締役会に報告します。

## 組織図



## リスク管理体制

当社は、少額短期保険事業を行うにあたり直面する業務上の各リスクにつき、適切な予防策を講じるとともに、危機発生時に対応するため、以下のリスク管理体制を整備しています。

- 1. 保険引受リスク** 取締役会が経営管理部の報告、保険計理人の意見等に基づきリスク管理委員会を開催し引受リスクを決定します。商品開発および商品改定等に関するリスク、保険契約の保有と再保険に関するリスク、適切な準備金および支払備金の積立に関するリスク等を検討し、経営の安定化を図っています。
  - (1) 集積リスク** 名寄せシステムにより、一の被保険者に係る保険金額の限度額および一の保険契約者の総数の限度を管理します。
  - (2) 危険リスク** 賃貸借契約を締結する住宅専用の建物もしくは戸室のみをお引受します。
  - (3) 損害率変動リスク** お引受した保険契約の一部を再保険契約に付すことでリスクのコントロールを行っています。再保険先は、S & P社による格付けでA-以上の格付けを維持していることを要件としています。  
また、保険期間中に経営維持に重大な影響を与えると見込まれる事由が発生した場合、保険計理人の意見に基づき取締役会で決議し、財務局に届出た上で、保険金の削減を実施します。

2. 事務リスク 社員・代理店による事務処理上のミスや不正な処理を防止するため、当社はデータ入力等をシステム化し、そのシステムによるチェック機能を使い契約の引受けと保全に関連する事務ミス等の発生を防いでいます。
3. システムリスク コンピュータからの情報漏えい、およびシステム障害等を排除するため、基幹システムの運営をPマーク認定およびISO9001を認証取得しているシステム管理会社に委託するとともに、個人情報秘密保持契約を締結しています。
- また、社内システムにはファイアーウォールを設定し、ID・パスワードによるアクセス制限を設定するとともに、顧客データのバックアップをシステム管理会社と当社の2箇所（東京および札幌）で行うことにより、大規模災害発生時でも業務運営に支障がないよう備えています。
4. 資産運用リスク 日常の資金繰りを管理するとともに、大規模災害発生時には再保険金の迅速な回収により、保険金支払いと当社の資金繰りが円滑に行われるよう体制を管理しています。資産の運用につきましては、安全性と流動性の確保を第一義としています。

## 法令等遵守（コンプライアンス）方針

当社は、コンプライアンスが経営の基本であると考え、以下の方針を定めこれを実行しています。

1. 全役職員に対し、行動規範、各種法令および社内規程・ルールを遵守させるため、コンプライアンス委員会、コンプライアンス・内部監査部を置く組織体制としています。
2. 年間コンプライアンス・プログラムを策定し、各部門は全社目標、部門取組み施策に従い、それを着実に実行していきます。
3. コンプライアンス・内部監査部が、社内各部門、代理店、およびお客様相談室の業務遂行状況の監査を毎年実施し、その結果と改善状況等をコンプライアンス委員会と取締役会に報告します。

当社をお客様をはじめとするあらゆる皆様に、当社をご理解いただき、また正しくご評価いただくために当社に関する情報の適宜・適切な開示に努めています。

ホームページ



ディスクロージャー誌



法令・社内規範を遵守し、企業の社会的責任をはたすべく行動します。

1. 健全な保険事業の発展のため、法令・社内規範の遵守を第一に考え、公正・適正な業務運営に努め、組織をあげてコンプライアンスの徹底を図ります。
2. 業務上知り得た個人情報・企業情報や守秘すべき社内情報の取扱いについて細心の注意を払い、外部に漏えいしないよう厳正な管理に努めます。
3. 経営の透明性を高めるため、適時・適切な企業情報の開示に努めます。
4. 健全かつ透明な事業運営を推進するため、常に業務の効率化・経営資源の有効活用に取り組むとともに、各部門でのリスク管理体制の強化と内部監査体制の充実を図ります。
5. 意思決定のプロセスを明確にし、健全なコーポレートガバナンスを構築します。
6. 企業の社会的責任として反社会勢力への対応については、警察等関係機関とも連携して、断固とした姿勢で臨みます。

お客様に最も身近で、圧倒的な支持をいただける保険会社を目指します。

1. お客様のニーズにお応えした、シンプルでわかりやすい保険商品の開発・提供に努めます。
2. お客様の立場に立った、安心されるクレームサービスの提供を心掛けます。
3. お客様に誠実・親切に対応し、その意見・要望・苦情などあらゆる声を真摯に受け止め、これを業務に反映させます。
4. 代理店と互いに協力して、法令遵守に重点をおいた、お客様から信頼される業務能力の高い募集人の育成に努めます。

役職員一人一人が、人格・見識・能力の向上に努めます。

1. 全役職員が、革新的な創造性を発揮できる先進的な企業風土を築きます。
2. 個人の人格・個性を尊重するとともに、性別・年齢・国籍・宗教・社会的地位・身体障害などを理由に差別をしません。
3. 役職員の心身の健康管理と職場環境の改善に努めます。

## 勧誘方針

保険業法、金融商品の販売等に関する法律、消費者契約法およびその他各種法令等を遵守し、適正な保険商品の販売に努めます。

- 販売にあたっては、お客様にご理解いただけるよう説明方法を創意工夫し、適正な保険商品の販売・勧誘活動を行います。

お客様の保険に関する知識、保険の加入目的、財産状況を総合的に勘案し、お客様の意向と実情に沿った保険商品の選択・販売に努めます。

- お客様の意向と実情に沿った適切な保険商品設計・説明、販売・勧誘活動を行います。
- 販売・勧誘活動にあたっては、お客様の立場に立って、時間帯や勧誘場所について十分配慮してまいります。
- ご契約に際し、お客様よりいただいた情報については、適正な管理・保持に努めます。

お客様と直接対面しない保険販売を行う場合においては、説明方法に創意工夫をこらし、お客様にご理解いただけるよう常に努力します。

- お客様に保険商品の内容について十分な理解が得られるように販売資材に工夫をこらし、より詳細にかつ密度の濃いものとして努力してまいります。

お客様のさまざまなご意見等の収集に努め、お客様満足度を高めるよう努めます。

- 保険契約について、万が一保険事故が発生した場合におきましては、保険金のお支払いについては迅速かつ的確に処理するよう常に努力をしております。
- お客様の様々なご意見等の収集に努め、その後の販売に活かしてまいります。
- お客様に関する情報は、契約の引受と円滑な保険金支払いのため弊社にお知らせいただきますが、適正な取扱いにより個人情報の保護に努めてまいります。

## 反社会的勢力に対する基本方針

当社は、市民社会の秩序や安全に脅威を与える「反社会的勢力」による不当請求に対して、毅然とした態度を堅持することによりこれを拒絶するとともに、「反社会的勢力」との関係を遮断することに努め、業務の適切性および健全性を確保するために以下の通り「反社会的勢力に対する基本方針」を定め、この方針に従った対応を行います。

### 1. 反社会的勢力との関係断絶

「反社会的勢力」とは取引を含めた一切の関係を遮断します。

### 2. 不当請求の拒絶

「反社会的勢力」による不当請求には一切応じず、毅然として法的対応を行います。

### 3. 役職員の安全確保

「反社会的勢力」による不当請求に対し、組織全体として対応するとともに、対応する役職員の安全確保に努めます。

### 4. 外部専門機関との連携

「反社会的勢力」による不当請求に備えて、平素より警察、暴力追放運動推進センター、あるいは弁護士等の外部専門機関との連携強化を図ります。

## 5. 裏取引や資金提供の禁止

「反社会的勢力」に対しては、事案を隠蔽するためのいかなる裏取引を行わず、またいかなる理由があっても「反社会的勢力」に対する資金提供は行いません。

## 6. 有事における民事、および刑事の法的対応

「反社会的勢力」による不当請求等がなされた場合には、あらゆる民事上の法的対抗措置を講じるとともに、刑事事件となることを躊躇しません。

# 個人情報保護方針（プライバシーポリシー）

当社は、個人情報取扱事業者として個人情報の取扱いの重要性を十分に認識し、「個人情報の保護に関する法律（以下、個人情報保護法といいます。）」、「行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（以下、マイナンバー法といいます。）」、および「金融分野における個人情報保護に関するガイドライン」等の関連法令を遵守し、その取扱いに関する方針を以下の通りと定め、安全管理に係る適切な措置を講ずることに努めます。

また、当社はおお客様の「個人情報」の取扱いが常に適正に運用されるよう、従業員並びに代理店への指導・教育を徹底し、お客様の「個人情報」の取扱いが常に法令等から逸脱しないよう取組んでまいります。

### 1. 個人情報の取得

（特定個人情報等につきましては、下記5. をご覧ください。）

当社は、業務遂行上必要な範囲内で、適法かつ公正な手段により個人情報を取得します。

### 2. 個人情報の利用目的

当社は、取得した個人情報を以下の業務に必要な範囲内で利用し、当該利用目的以外には利用しません。

- (1) 保険契約の適正な引受・維持・管理・更新、および適正な保険金のお支払い
- (2) 当社業務・商品・サービスに関する情報提供、運営管理および商品・サービスの充実
- (3) 代理店を含む委託先サービスの案内および提供
- (4) 再保険契約の締結、再保険契約に基づく通知および保険金の請求
- (5) 当社が有する債権の回収
- (6) 当社役職員の雇用、代理店等の新設・維持管理
- (7) 問い合わせ・依頼等への対応
- (8) その他保険事業に関連・付随する業務

### 3. 個人情報および個人データの第三者への提供

(特定個人情報等につきましては、下記5. をご覧ください。)

当社は、以下の場合を除きお客様ご本人からいただいた個人情報を、第三者に提供することはありません。

- (1) あらかじめ、ご本人が同意されている場合
- (2) 法令に基づく場合
- (3) 業務遂行上必要な範囲内で、代理店を含む委託先に取扱いを委託する場合
- (4) 再保険契約に伴い当該保険契約の情報を提供する場合
- (5) お客様ご本人または公共の利益のために必要であると考えられる場合
- (6) 少額短期保険業者、および損害保険会社等の中で共同利用を行う場合

### 4. センシティブ情報の取扱

当社は、「保険業法施行規則第53条の10」および「金融分野における個人情報に関するガイドライン第5条第1項」に基づき、お客様の人種、信条、保険医療等、またはご本人に対する不当な差別、偏見、その他の不利益が生じないようにその取扱いに特に配慮を要する個人情報等のセンシティブ情報（「要配慮個人情報」を含みます。）を、個人情報保護法その他の法令、ガイドラインに規定する場合を除くほか、取得・利用または第三者提供を行いません。

### 5. 特定個人情報の取扱

特定個人情報等は、マイナンバー法により利用目的が限定されており、当社はその目的の達成に必要な範囲を超えて取得・利用しません。また、マイナンバー法で認められている場合を除き、特定個人情報等を第三者に提供することはありません。

### 6. 個人データおよび特定個人情報等の管理

当社は、個人データおよび特定個人情報等の漏えい、滅失またはき損の防止その他の個人データおよび特定個人情報等の安全管理のために、安全管理に係る実施体制の整備等、十分なセキュリティ対策を講じるとともに、正確性・最新性の確保に継続的に努めて行きます。

なお、当社の委託を受けて個人情報を取扱う外部委託業者に対しても、同様に厳重な管理を行わせており、万一個人情報に係る事故が発生した場合には、迅速かつ適切な対応を行います。

### 7. 個人情報保護法に基づく保有個人データ等の通知・開示・訂正・利用停止等

個人情報保護法に基づき、当社が保有している個人データ等に関する通知、開示・訂正（訂正、追加、削除）、もしくは利用停止（利用停止、消去）等のご請求がある場合は、ご請求者をご本人または正当な代理人であることを確認させていただくとともに、当社所定の書式にご記入いただいた上で、原則として書面で回答します。

なお、ご要望にお応えできない場合は、ご本人にその理由をご説明します。

## 個人情報保護法に基づく個人データの開示等の請求について

個人情報保護法に基づく保有個人データに関する事項の開示、訂正・利用停止等に関する当社へのご請求は、当社所定の書式に必要事項を記載し、捺印の上、必要な資料（下記3・4をご参照ください）を添付して郵送にてご提出ください。後日、書面にて回答させていただきます。

1. 保有個人データ等の開示等の請求ができるのは、ご本人またはご本人から委任を受けた代理人のみです。

2. 開示等の請求・回答は郵送手続きに限らせていただきます。

### 3. 提出書類

(1) 個人情報開示請求の場合

当社所定の書式（個人情報開示請求書）

本人確認資料（詳しくは、4. の説明をご覧ください）

(2) 個人情報訂正等・利用停止等請求の場合

当社所定の書式（訂正等・利用停止等請求書）訂正・利用停止等請求の根拠となる資料

本人確認資料（詳しくは、4. の説明をご覧ください）

### 4. 本人確認資料

(1) ご本人からの請求

- ・運転免許証、パスポート、健康保険証などの公的書類の写し
- ・外国人である場合は、外国人登録証明書の写し、または外国人登録原票記載事項証明書

(2) 法定代理人からの請求

- ・法定代理権があることを確認するための書類（戸籍謄本、健康保険証などの公的書類の写し
- ・法定代理人であることを確認するための書類（運転免許証、パスポートなどの公的書類の写し

(3) 委任による代理人からの請求

- ・当社所定の委任状
- ・本人の印鑑証明書

### 5. 郵送先

〒060-0042 札幌市中央区大通西5丁目1番地2 岡本ビル3階

常口セーフティ少額短期保険株式会社 個人情報開示請求係 宛

開示等の請求でご提出いただきました個人情報は、開示等の手続きに必要な範囲で利用させていただきます。

### お問い合わせ窓口

当社の個人情報に関するご照会・ご相談は、下記までお問い合わせください。

常口セーフティ少額短期保険株式会社 <http://www.safesafe.co.jp/>  
所在地 〒060-0042 札幌市中央区大通西5丁目1番地2 岡本ビル3階  
電話番号 011-271-8816 Fax番号 011-271-8817  
受付時間 平日9:00~17:00（土日・祝祭日・年末年始を除く）

## クーリング・オフについて

当社では、「クーリング・オフ制度」を採用しております。

クーリング・オフ（契約の撤回）につきましては、8日以内に②-④の方法で請求ください。

（ただし、⑤-⑨の契約のケースではクーリング・オフの対象にはならず、保険契約を解約していただくこととなりますので、ご注意ください。）

- ① クーリング・オフは、ご契約を申し込まれた日または重要事項説明書を受領された日のいずれか、遅い日から8日以内であれば行うことができます。
- ② クーリング・オフの手続きは、取扱代理店ではできませんので、当社の下記<送付先>に必ず上記①の期間内に（8日以内の消印有効）郵便にてご送付ください。
- ③ クーリング・オフされた場合、すでにお支払になった保険料は、速やかにお客様にお返しいたします。また、当社および取扱代理店はクーリング・オフによる損害賠償または違約金は一切請求いたしません。ただし、ご契約を解除される場合には、保険期間の開始日からご契約の解除日までの期間に相当する保険料を日割り計算によりお支払いいただく場合があります。
- ④ クーリング・オフをご希望される場合は、葉書に次の必要事項をご記入いただき、郵送してください。

《必要事項》

- ご契約をクーリング・オフする旨の内容
- ご契約者の氏名（押印）、住所、連絡先電話番号
- ご契約申込日
- 保険証券番号
- 取扱代理店名

クーリング・オフできない場合について

- ⑤ 保険期間が1年以下のご契約
- ⑥ 営業または事業のためのご契約
- ⑦ 法人または法人でない団体・財団等が締結されたご契約
- ⑧ 金銭消費貸借契約その他の契約の債権の履行を担保するためのご契約
- ⑨ 通信販売特約により申し込まれたご契約 等

※ 記入例

<input type="checkbox"/>	0600042
常口セイフティ少額短期保険株式会社	札幌市中央区大通西五丁目1番地2
「クーリング・オフ」担当者 行	岡本ビル3階
<input type="checkbox"/>	

以下、保険契約を  
クーリング・オフします。

申込人住所：

氏名：

電話番号：

申込日：

証券番号：

取扱代理店名：

賃貸住宅災害時生活復旧費用保険（生活復旧費用プラン）の特徴

火災をはじめさまざまな偶然な事故により、入居者（被保険者）の所有する家財に損害を被った場合や、賃貸借契約に基づき、または緊急的に入居物件を修理した費用を生活復旧費用保険金としてお支払いします。さらに、火災等により宿泊施設を利用する費用、引越しのための費用について仮住まい費用保険金をお支払いします。また、入居者（被保険者）による第三者や貸主に対する損害賠償事故で法律上の損害賠償責任を負った場合に保険金をお支払いします。

- 保険期間：1年または2年とします。
- 保険始期：保険開始日の午前0時に開始します。  
注：保険料領収前に発生した損害に対しては、保険金は支払われません。

- お支払いする保険金：生活復旧費用保険金、仮住まい費用保険金、第三者に対する賠償責任保険金、貸主に対する賠償責任保険金です。

（詳細はパンフレット、重要事項説明書、もしくは普通保険約款をご覧ください。）

法令による注意事項（特にご注意いただくこと）

生活復旧費用プラン 賃貸生活における特有のトラブルや災害の  
**‘いざ’に備える 3つの安心補償**

**賃貸住宅災害時生活復旧費用保険**  
保険期間（補償期間）は2年間です。

**1 第三者・貸主に対する賠償責任保険**  
法律上の損害賠償責任を負うことによって損害を被った場合に保険金をお支払いします。

■ 第三者に対する賠償責任保険  
・借戸室の使用または管理に起因する偶発的事故  
・被保険者および入居者の日常生活に起因する偶発的事故

■ 貸主に対する賠償責任保険  
・借戸室が、被保険者の義理に堪すべき事由に起因する次に掲げる事故により損害を被ったため、被保険者が借戸室についてその貸主に對し、法律上の損害賠償責任を負担することによって損害を被った場合  
a. 火災  
b. 地震または噴火  
c. 借戸室内で生じた漏水、排水または溢水による水漏れ・水浸し等の偶発的災害  
・生活家財賠償保険金が支払われる場合を除く

**2 生活復旧費用保険**  
事故発生直前の状態に復旧するために必要とする費用に対して保険金をお支払いします。

① 火災・落雷・破綻・爆発  
② 風災・ひょう災・雪災  
③ 建物外部からの物体の落下・衝突車両の飛び込み  
④ 水漏れ  
⑤ 盗難  
⑥ 水災  
⑦ 水道管連続破綻

①～⑦の事故により被保険者または入居者（※）の借戸室内に収容中の家財、もしくは借戸室内に損害を被った結果、被保険者及び入居者の生活を事故発生直前の状態に復旧するために要する費用に対して保険金額（生活復旧費用保険金）を限度としてお支払いします。

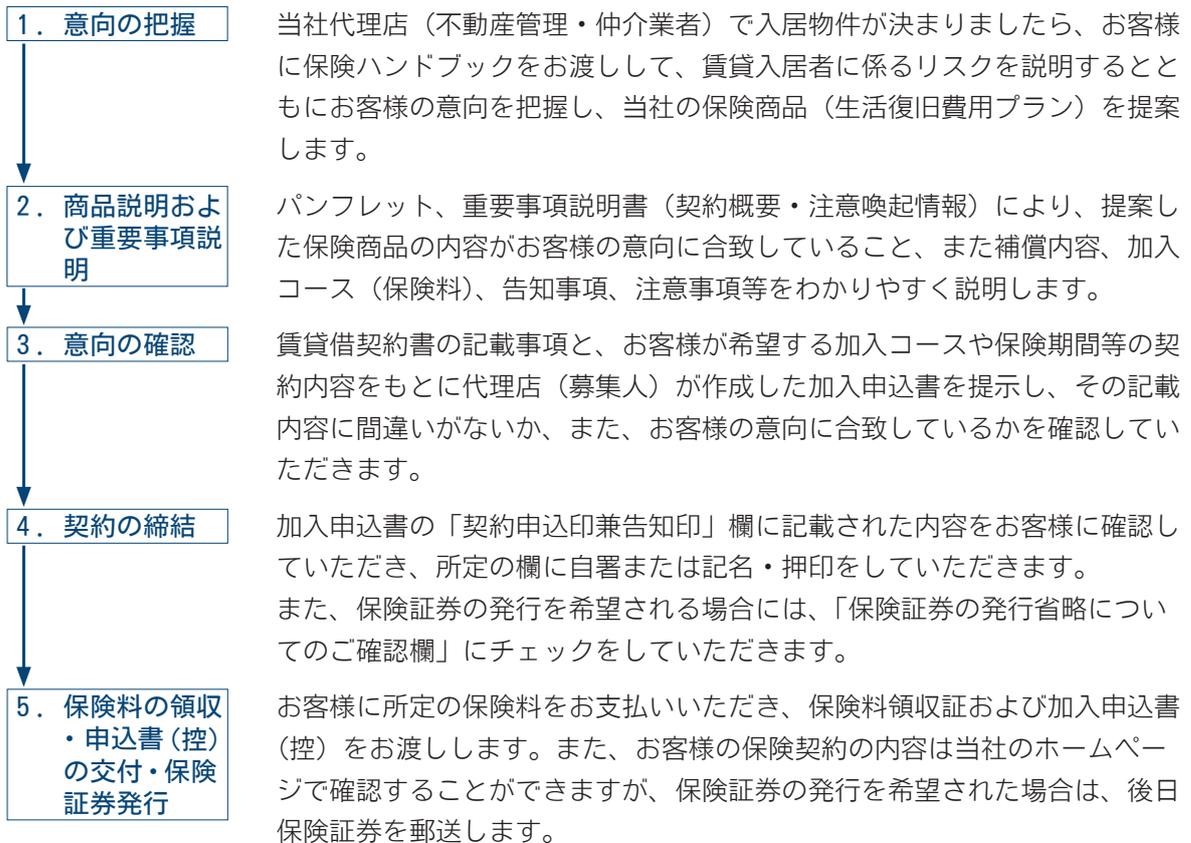
⑧ 仮住まい費用保険  
宿泊施設を利用する費用、引越しのための費用に対しての保険金をお支払いします。

⑧ 仮住まい費用保険金が保険金額の50%以上支払われる場合で、かつ契約者または被保険者が借戸室の賃貸借契約を事故の日から1ヶ月以内に解約し、被保険者が引越しをする場合  
※生活復旧費用賠償金支払われる場合で、かつ被保険者または入居者が借戸室の修繕のために臨時に宿泊する場合は、1回の事故につき5万円を限度として支払った額に要する費用

【保険金をお支払いできない主な場合】については裏面をご覧ください。

1. 当社は、保険会社が加盟する「保険契約者保護機構」の会員ではありません。同機構が行う資金援助等の処置の適用はなく、また保険契約の移転等における資金援助の補償対象契約に該当しません。
2. 保険金額は少額短期保険業者の場合、一被保険者について1,000万円までとなっております。当社は保険業法の経過措置の適用を受けており、これにより経過措置期間中は一被保険者について保険金額5,000万円まで（平成25年4月1日以降に新たに引受けする保険契約については3,000万円まで）の引受けを行うことができます。
3. 保険金支払事由が集中して発生し、当社の経営維持に重大な影響を与えると見込まれた場合には、保険期間中に保険料の増額または保険金額の減額をすることがあります。
4. 一保険契約者について引受けする全ての被保険者の総数は原則100名までとなります。

## 契約手続き



## 保険募集制度

### 代理店登録および届出

当社と委託契約を締結した代理店が保険募集を行うためには、保険業法第276条に基づき内閣総理大臣への登録が必要であり、当社は代理店委託契約締結後、速やかに登録の手続きを行っています。また実際にお客様と保険契約の手続きを行うことができる保険募集人は、少額短期保険業の共通試験である「少額短期保険募集人試験」に合格し、内閣総理大臣への届出が済んでいることが必要条件となります。

### 代理店の業務

代理店は、当社に代わってお客様に適切な保険商品をお勧めし、お客様のご意向を確認した上で保険契約を締結し、保険料を受領しています。保険商品をご案内する際には商品パンフレット等で補償内容をご説明し、さらに「重要事項説明書」に基づいて「契約概要」と「注意喚起情報」をご説明していきます。

### 代理店教育

代理店に対して各種法令、社内規程等で定められた保険募集ルールを周知徹底させるため、契約募集マニュアル等を作成して教育を行っています。

### 代理店監査

代理店による保険募集が適正に行われている事を確認するため、コンプライアンス・内部監査部は、毎年、代理店の監査計画を策定の上、代理店の法令等遵守状況や業務遂行状況の実態を把握し、不備等のある場合は業務適正化の指導を行っています。

## 保険金のお支払い

事故が発生した場合の保険金の支払いは、当社の最も重要な業務です。迅速で的確な損害調査を行い、公平・公正な保険金支払を遂行し、保険契約者および代理店から高い信頼を得るため、当社では「保険金請求に必要な書類を受領した日から、30日以内にお支払する」ことを約束しています（特別な調査を要する場合を除きます）。

### 生活復旧費用プラン（賃貸住宅災害時生活復旧費用保険）の事故発生から解決・保険金お支払まで

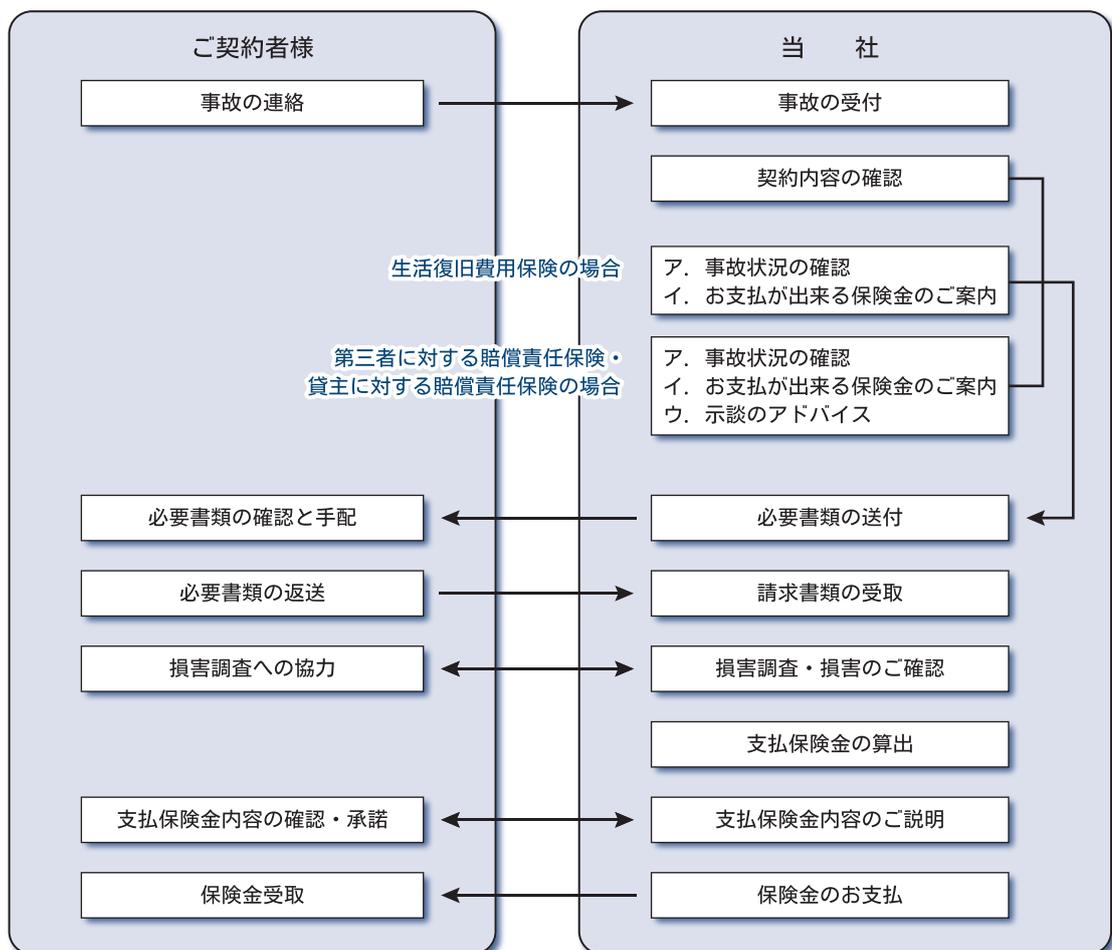
火災・爆発事故の時は、お客様自身の安全を確保し、損害の拡大防止を行い消防署に通報してください。

また、盗難の時は、警察署に通報してください。窓ガラスまたはドアが破損されている場合は、貸主または管理会社にも連絡してください。

### 第三者に対する賠償責任保険・貸主に対する賠償責任保険の事故発生から解決・保険金お支払まで

漏水事故等の時は、損害が拡がらないようにし、自室および第三者（階下の方等）の状況を確認し、当社に連絡いただくとともに貸主または管理会社に連絡してください。第三者（賠償の被害者）には「損害賠償については、保険会社と相談しながら進めさせていただきます」と、お伝えください。

#### 1. 保険金支払のフロー



## 2. 事故受付について

当社では、火災・賠償事故発生の際の事故受付を24時間365日体制で行っております。

事故受付専用 : 0120-889-212 (受付時間 平日 9:00 ~ 17:00)  
FAX : 011-271-8817  
上記時間以外および土日祝日は : 0120-575-377

## 3. 適正な保険金支払のために

保険金支払は個人情報保護法に則り、「損害調査業務マニュアル」、「火災・賠償責任保険損害調査業務マニュアル」に基づき公正に支払いをし、その業務の適正性についてコンプライアンス・内部監査部で監査を行っています。

## 4. 再審査請求制度について

お客様からの保険金請求に対して、当社のお支払に関する判断につきご了承いただけない場合には、お客様からのご請求により「再審査請求制度」をご利用いただくことができます。お客様から再審査のご請求をいただいた事案については、外部の弁護士を入れた「再審査委員会」において、当社損害調査部の判断内容について再審査します。

### 再審査請求の対象事案

「再審査請求制度」の対象となる事案は、ご契約内容（約款）に基づき、保険金支払の対象外とされたものです。

### 再審査請求の方法

再審査を請求するには、お客様から当社へ「再審査請求書」を提出いただきます。詳しくはお客様相談室に、お問い合わせください。

お客様相談室 011-271-8816  
営業時間：平日 9:00~17:00 (土日・祝祭日・年末年始を除く)

## 指定紛争解決機関

お客様の必要に応じて、指定少額短期保険業務紛争解決機関である「少額短期ほけん相談室」をご利用いただくことも可能です。「少額短期ほけん相談室」は公正かつ中立な立場からお客様と少額短期保険業者との和解の斡旋・解決支援を行っております。

### 少額短期ほけん相談室

TEL : 0120-82-1144 (フリーダイヤル)

FAX : 03-3297-0755

受付時間 : 9:00~12:00、13:00~17:00

受付日 : 月曜日から金曜日 (祝日ならびに年末年始休業期間を除く)

一般社団法人日本少額短期保険協会

〒104-0032 東京都中央区八丁堀三丁目12番8号 HF八丁堀ビルディング 2階

TEL : 03-6222-4422



## ▶ 業績データ

### 平成28年度における業務の概況

---

#### 主要な業務の概況

1. 直近の3事業年度における主要な業務の状況を示す指標…………… 21
2. 直近の2事業年度における主要な業務の状況…………… 21
3. 保険契約に関する指標…………… 23
4. 経理に関する指標等…………… 25
5. 資産運用に対する指標等…………… 25
6. 責任準備金の残高の内訳…………… 26
7. ソルベンシー・マージン比率…………… 27
8. 時価情報等…………… 28

#### 経理の状況

1. 貸借対照表…………… 29
2. 損益計算書…………… 32
3. 株主資本等変動計算書…………… 34
4. キャッシュ・フロー計算書…………… 36

### 事業環境および成果等

当決算期におけるわが国経済は、政府による経済対策等を背景に企業収益や雇用情勢が改善し、緩やかな回復基調にあります。中国をはじめとする新興国経済の減速や米国新政権の政策への警戒感などから、依然として先行き不透明な状況が続いております。

当社の主要な営業エリアである北海道の経済は、国内、国外からの観光客の増加に加え、個人消費・公共工事に持ち直しの動きがみられることから道内景気全体としては持ち直し基調にあります。

当業界においては、新規に少額短期保険会社を設立して賃貸入居者保険マーケットに参入する事業者が増え、マーケットでの競争が激化する状況の中で、当社は、引き続き営業基盤の強化、コストの削減、事故発生防止策の実施等の事業活動を展開してまいりました。その結果、当決算期の業績は以下のとおりとなりました。

- ① 当期の保険料収入は、新規契約保険料の減収により、対前年比3.2%減の748,214千円となりました。  
当期経常利益は、支払保険金の増加と責任準備金の繰入による経常費用の増加により、対前年比4.3%減の70,368千円となりました。
- ② 当期純利益は、保険料収入の減収と経常費用の増加により、対前年比2.4%減の50,695千円となりました。
- ③ 純資産は対前年比17.3%増の343,175千円となりました。
- ④ ソルベンシー・マージン比率は前期2,810.4%から当期3,417.8%になりました。

### 対処すべき課題

#### 1. 内部管理態勢およびコンプライアンス態勢の強化

当社は、社内各部門・役職員の相互牽制と監督機能が働く組織と、役職員の職務分掌、権限および責任を明確にした内部管理態勢のもと、適切な業務遂行に努めておりますが、今後も引き続き内部統制（ガバナンス）を強化していくとともに、法令・社内ルール等のコンプライアンスを重視した健全な企業運営を目指してまいります。

#### 2. サービス品質とお客様の信頼の向上

当社が提供する商品は、単に販売している保険商品だけではなく、お客様への対応そのものが本来の意味での商品と考えています。そのためには、お客様のご意見、苦情等を分析し、お客様のニーズにあったクレームサービスや保険商品の提供が不可欠であると考え、従来にも増してお客様に信頼されるサービス品質の向上に努めてまいります。

## 主要な業務の状況

### 1. 直近の3事業年度における主要な業務の状況を示す指標

(単位：千円)

項目	年度	平成26年度 (平成26年4月1日から 平成27年3月31日まで)	平成27年度 (平成27年4月1日から 平成28年3月31日まで)	平成28年度 (平成28年4月1日から 平成29年3月31日まで)
	正味収入保険料		37,622	36,168
経常収益		1,523,830	1,450,549	1,455,068
保険引受利益		71,329	77,478	74,133
経常利益		67,430	73,494	70,368
当期純利益		45,649	51,942	50,695
正味損害率		28.0%	23.8%	31.4%
正味事業費率		△113.8%	△121.4%	△133.7%
資本金		50,000	50,000	50,000
(発行済株式総数)		(1,000株)	(1,000株)	(1,000株)
利息および配当金収入		—	—	—
純資産額		240,536	292,479	343,175
保険業法上の純資産額		248,084	300,993	352,621
総資産額		615,292	590,262	635,518
責任準備金残高		92,442	92,719	94,738
有価証券残高		—	—	—
ソルベンシー・マージン比率		2,241.9%	2,810.4%	3,417.8%
配当性向		—	—	—
従業員数		8人	8人	9人

### 2. 直近の2事業年度における主要な業務の状況

#### (1) 正味収入保険料

(単位：千円)

項目	年度	平成27年度		平成28年度	
		金額	構成比	金額	構成比
火災		36,168	100%	34,899	100%
その他		—	—	—	—
合計		36,168	100%	34,899	100%

\* 正味収入保険料とは、元受正味収入保険料から出再契約の支払再保険料を控除したものをいいます。

## (2) 元受正味保険料

(単位：千円)

項目	年度	平成27年度		平成28年度	
		金額	構成比	金額	構成比
火災		723,379	100%	697,994	100%
その他		—	—	—	—
合計		723,379	100%	697,994	100%

\* 元受正味保険料とは、元受保険料から解約返戻金およびその他返戻金を控除したものをいいます。

## (3) 支払再保険料

(単位：千円)

項目	年度	平成27年度		平成28年度	
		金額	構成比	金額	構成比
火災		687,211	100%	663,095	100%
その他		—	—	—	—
合計		687,211	100%	663,095	100%

\* 支払再保険料とは、再保険料から再保険返戻金およびその他再保険収入を控除したものをいいます。

## (4) 保険引受利益

(単位：千円)

項目	年度	平成27年度		平成28年度	
		金額	構成比	金額	構成比
火災		77,478	100%	74,133	100%
その他		—	—	—	—
合計		77,478	100%	74,133	100%

\* 保険引受利益とは、保険引受収益から保険引受費用、営業費および一般管理費を控除し、その他の収支（その他経常収益－その他経常費用）を加味したものをいいます。

## (5) 正味支払保険金

(単位：千円)

項目	年度	平成27年度		平成28年度	
		金額	構成比	金額	構成比
火災		8,616	100%	10,964	100%
その他		—	—	—	—
合計		8,616	100%	10,964	100%

\* 正味支払保険金とは、元受契約の支払保険金から出再契約における回収再保険金を控除したものをいいます。

### (6) 元受正味保険金

(単位：千円)

項目	年度	平成27年度		平成28年度	
		金額	構成比	金額	構成比
火災		172,324	100%	219,288	100%
その他		—	—	—	—
合計		172,324	100%	219,288	100%

\* 元受正味保険金とは、元受契約の支払保険金から元受保険金戻入を控除したものをいいます。

### (7) 回収再保険金

(単位：千円)

項目	年度	平成27年度		平成28年度	
		金額	構成比	金額	構成比
火災		163,708	100%	208,324	100%
その他		—	—	—	—
合計		163,708	100%	208,324	100%

## 3. 保険契約に関する指標

### (1) 契約者配当金の額

該当ありません。

### (2) 正味損害率、正味事業費率および正味合算率

項目	年度	平成27年度			平成28年度		
		正味損害率	正味事業費率	正味合算率	正味損害率	正味事業費率	正味合算率
火災		23.8%	△121.4%	△97.6%	31.4%	△133.7%	△102.3%
その他		—	—	—	—	—	—
合計		23.8%	△121.4%	△97.6%	31.4%	△133.7%	△102.3%

\* 正味損害率 = 正味支払保険金 ÷ 正味収入保険料

\* 正味事業費率 = 正味事業費 (事業費 + 保険業法113条繰延額 (△) + 保険業法113条繰延資産償却費 - 再保険手数料) ÷ 正味収入保険料

\* 正味合算率 = 正味損害率 + 正味事業費率

(3) 出再控除前の発生損害率、事業費率及び合算率

項目	年度	平成27年度			平成28年度		
		発生損害率	事業費率	合算率	発生損害率	事業費率	合算率
火災		21.9%	56.3%	78.2%	33.3%	55.9%	89.2%
その他		—			—		
合計		21.9%	56.3%	78.2%	33.3%	55.9%	89.2%

\* 発生損害率 = 当期発生保険金等 ÷ 当期既経過保険料

\* 事業費率 = 事業費 (事業費 + 保険業法113条繰延額 (△) + 保険業法113条繰延資産償却費) ÷ 当期既経過保険料

\* 合算率 = 発生損害率 + 事業費率

(4) 出再を行った再保険会社の数と出再保険料の上位5社の割合

平成27年度		平成28年度	
出再先保険会社の数	出再保険料のうち上位5社の出再保険料の割合	出再先保険会社の数	出再保険料のうち上位5社の出再保険料の割合
1社	100%	1社	100%

(5) 支払保険料の格付けごとの割合

平成27年度		平成28年度	
格付け区分	出再保険料のおける割合	格付け区分	出再保険料のおける割合
A - 以上	100%	A - 以上	100%
B B B 以上	—	B B B 以上	—
その他	—	その他	—
合計	100%	合計	100%

(6) 未収再保険金の額

(単位：千円)

項目	年度	平成27年度		平成28年度	
		金額	構成比	金額	構成比
火災		22,806	100%	40,078	100%
その他		—	—	—	—
合計		22,806	100%	40,078	100%

## 4. 経理に関する指標等

### (1) 支払備金

(単位：千円)

項目	年度	平成27年度		平成28年度	
		金額	構成比	金額	構成比
火災		2,278	100%	3,258	100%
その他		—	—	—	—
合計		2,278	100%	3,258	100%

### (2) 責任準備金

(単位：千円)

項目	年度	平成27年度		平成28年度	
		金額	構成比	金額	構成比
火災		92,719	100%	94,738	100%
その他		—	—	—	—
合計		92,719	100%	94,738	100%

### (3) 利益準備金および任意積立金の区分ごとの残高

該当ありません。

### (4) 損害率の上昇に対する経常利益の変動

(単位：千円)

損害率の上昇シナリオ	元受発生損害率が1%上昇すると仮定いたします。			
計算方法	正味既経過保険料×1%			
経常利益の減少額	平成27年度	373	平成28年度	358

## 5. 資産運用に対する指標等

### (1) 資産運用の概況

(単位：千円)

項目	年度	平成27年度		平成28年度	
		金額	構成比	金額	構成比
現金		419,750	71.1%	448,164	70.5%
金銭信託		—	—	—	—
有価証券		—	—	—	—
運用資産計		419,750	71.1%	448,164	70.5%
総資産		590,262	100.0%	635,518	100.0%

## (2) 利息配当収入の額および運用利回り

(単位：千円)

項目	年度	平成27年度		平成28年度	
		金額	構成比	金額	構成比
現金		—	—	—	—
金銭信託		—	—	—	—
有価証券		—	—	—	—
運用資産計		—	—	—	—
総資産		—	—	—	—

## (3) 保有有価証券の種類別の残高および合計に対する構成比

該当ありません。

## (4) 保有有価証券の利回り

該当ありません。

## (5) 有価証券の種類別の残存期間別残高

該当ありません。

## 6. 責任準備金の残高の内訳

(単位：千円)

項目	年度	平成28年度			合計
		普通責任準備金	異常危険準備金	契約者配当準備金等	
火災		85,292	9,446	—	94,738
その他		—	—	—	—
合計		85,292	9,446	—	94,738

## 7. ソルベンシー・マージン比率

(単位：千円)

	平成27年度	平成28年度
(1) ソルベンシー・マージン総額	301,095	352,770
① 純資産の部の合計額（繰延資産等控除後の額）	292,479	343,175
② 価格変動準備金	—	—
③ 異常危険準備金	8,514	9,446
④ 一般貸倒引当金	101	148
⑤ その他有価証券評価差額（税効果控除前）（99%または100%）	—	—
⑥ 土地の含み損益（85%または100%）	—	—
⑦ 契約者配当準備金の一部（除、翌期配当所要額）	—	—
⑧ 将来利益	—	—
⑨ 税効果相当額	—	—
⑩ 負債性資本調達手段等	—	—
告示（第14号）第2条第3項第5号イに掲げるもの（⑩(a)）	—	—
告示（第14号）第2条第3項第5号ロに掲げるもの（⑩(b)）	—	—
⑪ 控除項目(-)	—	—
(2) リスクの合計額 $\sqrt{[R1^2 + R2^2]} + R3 + R4$	21,427	20,643
保険リスク相当額	14,708	12,531
R 1 一般保険リスク相当額	5,720	3,864
R 4 巨大災害リスク相当額	8,988	8,667
R 2 資産運用リスク相当額	10,476	10,841
価格変動等リスク相当額	—	—
信用リスク相当額	—	—
子会社等リスク相当額	—	—
再保険リスク相当額	9,665	9,901
再保険回収リスク相当額	811	940
R 3 経営管理リスク相当額	504	467
ソルベンシー・マージン比率 (1) / { (1 / 2) × (2) }	2,810.4%	3,417.8%

\* ソルベンシー・マージン比率は、小数点第2位以下を切り捨てて表示しております。

## ソルベンシー・マージン比率とは

- 少額短期保険業者は、保険事故発生の際の保険金支払等に備えて準備金を積立っていますが、巨大災害の発生や、少額短期保険業者が保有する資産の大幅な価格下落等、通常の見込みを超える危険が発生した場合でも十分な支払能力を保持しておく必要があります。
- こうした「通常の見込みを超える危険」を示す「リスクの合計額（表の(2)）」に対する「少額短期保険業者が保有している資本金・準備金等の支払余力（表の(1)）」の割合を示す指標として、保険業法に基づき計算されたのがソルベンシー・マージン比率です。
- 前ページ(1)の、ソルベンシー・マージン総額（少額短期保険業者が有している資本金・準備金等の支払余力）とは、少額短期保険業者の純資産、諸準備金（価格変動準備金・異常危険準備金等）、土地の含み益の一部等の総額です。
- 前ページ(2)の、リスクの合計額（通常の見込みを超える危険）とは、

一般保険リスク（保険引受上の危険）	：	保険事故の発生率等が通常の見込みを超えることにより発生しうる危険
巨大災害リスク（巨大災害に係る危険）	：	通常の見込みを超える巨大災害（伊勢湾台風相当）により発生しうる危険
資産運用リスク（資産運用上の危険）	：	保有する有価証券等の資産の価格が通常の見込みを超えて変動することにより発生しうる危険
経営管理リスク（経営管理上の危険）	：	業務の運営上、通常の見込みを超えて発生しうる危険で上記のリスク以外のもの
- ソルベンシー・マージン比率は、行政当局が少額短期保険業者を監督する際に活用する客観的な判断指標のひとつで、その数値が200%以上であれば「保険金等の支払能力の充実の状況が適当である」とされています。

## 8. 時価情報等

- (1) 有価証券  
該当ありません。
- (2) 金銭の信託  
該当ありません。

# 経理の状況

## 1. 貸借対照表

(単位：千円)

科目	年度 平成27年度 (平成28年 3月31日現在)	平成28年度 (平成29年 3月31日現在)	比 較 増 減	科目	年度 平成27年度 (平成28年 3月31日現在)	平成28年度 (平成29年 3月31日現在)	比 較 増 減
<b>(資産の部)</b>				<b>(負債の部)</b>			
現金および預貯金	419,750	448,164	28,414	保険契約準備金	94,998	97,997	2,999
現金	390	561	171	支払備金	2,278	3,258	980
預貯金	419,360	447,602	28,242	責任準備金	92,719	94,738	2,019
有形固定資産	1,440	5,249	3,809	代理店借	50,776	48,489	△ 2,287
建物付属設備	595	4,440	3,845	再保険借	83,147	76,755	△ 6,392
その他有形固定資産	844	809	△ 35	その他負債	68,860	69,100	240
無形固定資産	5,037	3,407	△ 1,630	未払法人税等	10,419	10,081	△ 338
ソフトウェア	5,008	3,379	△ 1,629	未払消費税	—	—	—
その他	28	28	0	未払費用	1,923	1,946	23
代理店貸	0	0	0	預り金	704	756	52
再保険貸	81,112	94,021	12,909	賞与引当金	1,887	2,190	303
貸倒引当金	△ 101	△ 148	△ 47	前受収益	53,927	54,125	198
その他の資産	55,852	56,884	1,032	負債の部合計	297,782	292,343	△ 5,439
未収金	31,313	32,177	864	<b>(純資産の部)</b>			
未収収益	—	—	—	資本金	50,000	50,000	0
前払費用	22,000	22,029	29	利益剰余金	281,699	332,395	50,696
預託金	2,539	2,677	138	その他利益剰余金	281,699	332,395	50,696
繰延税金資産	16,171	16,939	768	繰越利益剰余金	281,699	332,395	50,696
供託金	11,000	11,000	0	自己株式 (△)	△ 39,220	△ 39,220	0
				株主資本合計	292,479	343,175	50,696
				純資産の部合計	292,479	343,175	50,696
資産の部合計	590,262	635,518	45,256	負債・純資産の部合計	590,262	635,518	45,256

## 【平成28年度 貸借対照表の注記事項】

1. 有形固定資産の減価償却は定率法（ただし、平成28年4月1日以後に取得した建物附属設備及び構築物は定額法）、無形固定資産の減価償却は定額法を採用しております。

なお、自社利用のソフトウェアについては社内における利用可能期間（5年）に基づいて償却しております。

（会計方針の変更）

法人税法の改正に伴い、「平成28年度税制改正に係る減価償却方法の変更に関する実務上の取扱い」（実務対応報告第32号平成28年6月17日）を当事業年度に適用し、平成28年4月1日以後に取得した建物附属設備及び構築物に係る減価償却方法を定率法から定額法に変更しております。

この結果、当事業年度の経常利益及び税引前当期純利益はそれぞれ233千円増加しております。

2. 貸倒引当金は債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権について税法の法定繰入率により計上するほか、個々の債権の回収可能性を勘案して計上しております。
3. 賞与引当金は、役員賞与および従業員の賞与に充てるため、支給見込額を基準として計上しております。
4. 消費税等の会計処理方法は税込み方式を採用しております。
5. リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引については、契約金額が300万円未満のため、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。
6. 有形固定資産の減価償却額累計額は6,537千円であります。
7. 繰延税金資産の総額は16,939千円で、その内訳は普通責任準備金として15,784千円および賞与引当金等によるものであります。

（追加情報）

「繰延税金資産の回収可能性に関する運用指針」（企業会計基準適用指針第26号平成28年3月28日）を当事業年度から適用しております。

8. 支払備金の内訳は、次のとおりであります。

支払備金（出再支払備金控除前）	65,174千円
同上にかかる出再支払備金	61,915千円
差引	3,258千円

9. 責任準備金の内訳は、次のとおりであります。

普通責任準備金	85,292千円
異常危険準備金	9,446千円
合計	94,738千円

10. 貸借対照表に計上した固定資産のほか、事務機器の一部については、所有権移転外ファイナンスリースにより使用しております。

#### 11. 金融商品に関する注記

(1) 金融商品の状況に関する事項

当社は、資金運用については短期的な預金等に限定しております。

代理店貸等にかかる信用リスクについては適切に管理しリスク軽減を図っております。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

(単位：千円)

	貸借対照表計上額	時 価	差 額
現金および預金	448,164	448,164	—
代理店貸	—	—	—
再保険貸	94,021	94,021	—
代理店借	(48,489)	(48,489)	—
再保険借	(76,755)	(76,755)	—

① 負債に計上されるものについては、( ) で示しております。

② これらの金融商品はいずれも短期で決済されるため、時価は簿価にほぼ等しいことから当該帳簿価格によっております。

12. 1株あたりの純資産額は1,319,905円98銭であります。

算定上の基礎である純資産の部の合計額および普通株式に係る当期末の純資産額はいずれも343,175千円、1株当り純資産額の算定に用いた当期末の普通株式の数は260株であります。

13. 記載金額は表示単位未満の端数を切り捨てて表示しております。

## 2. 損益計算書

(単位：千円)

項目	年度	平成27年度	平成28年度	比較増減
		平成27年4月1日から 平成28年3月31日まで	平成28年4月1日から 平成29年3月31日まで	
経常収益		1,450,549	1,455,068	4,519
保険料等収入		1,448,269	1,451,835	3,566
保険料		773,272	748,214	△ 25,058
再保険収入		674,997	703,621	28,624
回収再保険金		163,708	208,324	44,616
再保険手数料		463,890	447,588	△ 16,302
再保険返戻金		47,397	47,708	311
責任準備金等戻入額		449	0	△ 449
責任準備金戻入額		—	—	—
支払備金戻入額		449	0	△ 449
その他経常収益		1,830	3,232	1,402
経常費用		1,377,054	1,384,699	7,645
保険金等支払金		956,825	980,311	23,486
保険金		172,324	219,288	46,964
解約返戻金		49,892	50,219	327
再保険料		734,608	710,803	△ 23,805
責任準備金等繰入額		277	2,998	2,721
責任準備金繰入額		277	2,018	1,741
支払備金繰入額		0	980	980
事業費		419,952	400,920	△ 19,032
営業費および一般管理費		414,138	394,390	△ 19,748
税金		4,121	3,641	△ 480
減価償却費		2,550	2,585	35
賞与引当金繰入額		△ 857	303	1,160
その他経常費用		0	468	468
経常利益		73,494	70,368	△ 3,126
特別利益		—	—	—
特別損失		—	—	—
固定資産税等処分損		—	—	—
税引前当期純利益		73,494	70,368	△ 3,126
法人税および住民税		20,832	20,441	△ 391
法人税等調整額		719	△ 768	△ 1,487
当期純利益		51,942	50,695	△ 1,247

## 【平成28年度 損益計算書の注記事項】

### 1. 正味収入保険料の内訳は以下のとおりであります。

保険料	748,214千円
再保険返戻金	47,708千円
小計（イ）	795,922千円
再保険料	710,803千円
解約返戻金等	50,219千円
小計（ロ）	761,023千円
差引（イ－ロ）	34,899千円

### 2. 正味支払保険金の内訳は以下のとおりであります。

保険金等	219,288千円
回収再保険金	208,324千円
差引	10,964千円

### 3. 支払備金繰入額（△は支払備金戻入額）の内訳は、以下のとおりであります。

支払備金繰入額（出再支払備金控除前）	19,602千円
同上にかかる出再支払備金繰入額	18,622千円
差引	980千円

### 4. 責任準備金繰入額の内訳は、以下のとおりであります。

当年度普通責任準備金（イ）	85,292千円
前年度普通責任準備金（ロ）	84,205千円
異常危険準備金繰入額（ハ）	931千円
差引（イ）－（ロ）＋（ハ）	2,018千円

### 5. 1株あたりの当期純利益は194,983円86銭であります。

1株あたりの当期純利益の算出には、期中平均発行済株式数（1,000株）から期中平均自己株式数（740株）を控除した260株で算出しています。

### 6. 記載金額は表示単位未満の端数を切り捨てて表示しております。

### 3. 株主資本等変動計算書

(単位：千円)

項目	年度	平成27年度	平成28年度
		平成27年4月1日から平成28年3月31日まで	平成28年4月1日から平成29年3月31日まで
<b>株主資本</b>			
<b>資本金</b>			
前期末残高		50,000	50,000
当期変動額		—	—
新株の発行		—	—
当期末残高		50,000	50,000
<b>資本剰余金</b>			
資本準備金		—	—
その他資本剰余金		—	—
<b>利益剰余金</b>			
利益準備金		—	—
その他利益剰余金			
繰越利益剰余金			
前期末残高		229,756	281,699
当期変動額		51,942	50,695
当期純利益		51,942	50,695
当期末残高		281,699	332,395
利益剰余金合計			
前期末残高		229,756	281,699
当期変動額		51,942	50,695
当期末残高		281,699	332,395
<b>自己株式</b>			
前期末残高		△ 39,220	△ 39,220
当期変動額		—	—
当期末残高		△ 39,220	△ 39,220
<b>株主資本合計</b>			
前期末残高		240,536	292,479
当期変動額		51,942	50,695
当期末残高		292,479	343,175
<b>評価・換算差額等</b>			
新株予約権		—	—
<b>純資産合計</b>			
前期末残高		240,526	292,479
当期変動額		51,942	50,695
当期末残高		292,479	343,175

## 【平成28年度 株主資本等変動計算書の注記事項】

### 1. 発行済株式の種類および総数に関する事項

株式の種類	前事業年度末	当期増加株式数	当期減少株式数	当事業年度末
普通株式	1,000株	—	—	1,000株

### 2. 自己株式の種類および株式数に関する事項

株式の種類	前事業年度末	当期増加株式数	当期減少株式数	当事業年度末
普通株式	740株	—	—	740株

### 3. 当事業年度に行った剰余金の配当に関する事項

該当ありません。

## 4. キャッシュ・フロー計算書

(単位：千円)

科目	年度	平成27年度	平成28年度
		平成27年4月1日から 平成28年3月31日まで	平成28年4月1日から 平成29年3月31日まで
<b>I 営業活動によるキャッシュ・フロー</b>			
税引前当期純利益 (△は損失)		73,494	70,368
減価償却費		2,550	2,585
保険業法第113条繰延資産償却費		—	—
支払備金の増加額 (△は減少)		△ 449	980
責任準備金の増加額 (△は減少)		277	2,018
契約者配当準備金繰入額		—	—
貸倒引当金の増加額 (△は減少)		△ 120	46
賞与引当金の増加額 (△は減少)		△ 857	303
退職給付引当金の増加額 (△は減少)		—	—
役員退職慰労引当金の増加額 (△は減少)		—	—
価格変動準備金の増加額 (△は減少)		—	—
利息および配当金等収入		—	—
有価証券関係損益 (△は益)		—	—
支払利息		—	—
為替差損益 (△は益)		—	—
有形固定資産関係損益 (△は益)		—	—
代理店貸の増加額 (△は増加)		997	—
再保険貸の増加額 (△は増加)		92,753	△ 12,909
前払費用の増加額 (△は増加)		139	△ 29
その他資産 (除く投資活動関連、財務活動関連) の増減額 (△は増加)		△ 373	△ 864
代理店借の増加額 (△は減少)		△ 1,199	△ 2,286
再保険借の増加額 (△は減少)		△ 71,371	△ 6,392
前受収益の増加額 (△は減少)		△ 467	198
その他負債 (除く投資活動関連、財務活動関連) の増減額 (△は減少)		△ 1,672	△ 61
その他		△ 3	△ 337
<b>小 計</b>		<b>92,698</b>	<b>53,620</b>
利息および配当金等の受取額		—	—
利息の支払額		—	—
契約者配当金の支払額		—	—
その他		—	—
法人税等の支払額		△ 22,061	△ 20,441
<b>営業活動によるキャッシュ・フロー</b>		<b>71,636</b>	<b>33,179</b>
<b>II 投資活動によるキャッシュ・フロー</b>		<b>—</b>	<b>—</b>
預貯金の純増減額 (△は増加)		—	—
有価証券の取得による支出		—	—

科目	年度	平成27年度	平成28年度
		平成27年4月1日から 平成28年3月31日まで	平成28年4月1日から 平成29年3月31日まで
有価証券の売却・償還による収入		—	—
保険業法第113条繰延資産の取得による支出		—	—
有形固定資産の取得による支出		—	△ 5,187
その他		△ 423	421
<b>投資活動によるキャッシュ・フロー</b>		<b>△ 423</b>	<b>△ 4,765</b>
<b>III 財務活動によるキャッシュ・フロー</b>			
借入れによる収入		—	—
借入金の返済による支出		—	—
社債の発行による収入		—	—
社債の償還による支出		—	—
株式の発行による収入		—	—
自己株式の取得による支出		—	—
配当金の支払額		—	—
その他		—	—
<b>財務活動によるキャッシュ・フロー</b>		<b>—</b>	<b>—</b>
<b>IV 現金および現金同等物に係る換算差額</b>		<b>—</b>	<b>—</b>
<b>V 現金および現金同等物の増減額（△は減少）</b>		<b>71,213</b>	<b>28,414</b>
<b>VI 現金および現金同等物期首残高</b>		<b>348,537</b>	<b>419,750</b>
<b>VII 現金および現金同等物期末残高</b>		<b>419,750</b>	<b>448,164</b>

## 【平成28年度 キャッシュ・フロー計算書注記事項】

### 1. 資金の範囲

キャッシュ・フロー計算書における資金（現金および現金同等物）は、手許現金、随時引き出し可能な預金です。

### 2. 現金および現金同等物の期末残高と貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係

現金および預貯金勘定	448,164千円
預入期間が3か月を超える定期預金	—
現金および現金同等物	448,164千円

### 3. 金額は、記載単位未満を切り捨てて表示しております。

平成28年度（平成28年4月1日から平成29年3月31日まで）の計算書類につきましては、会計監査役の監査を受けており、監査報告書を受領しております。

### 常口セーフティ少額短期保険株式会社

---

〒060-0042

札幌市中央区大通西5丁目1番地2 岡本ビル3階

お客様相談室：011-271-8816

事故受付専用：0120-889-212

F a x：011-271-8817

夜間（平日9：00～17：00以外）および土日祝日の事故受付は  
：0120-575-377

メールアドレス：safepost@safesafe.co.jp

ホームページ：http://www.safesafe.co.jp/

営業時間：平日9：00～17：00（土日・祝祭日・年末年始を除く）

### 一般社団法人日本少額短期保険協会

---

〒104-0032

東京都中央区八丁堀三丁目12番8号 HF八丁堀ビルディング2階

少額短期ほけん相談室：0120-82-1144

F a x：03-3297-0755

メールアドレス：info@shougakutanki.org

受付時間：9：00～12：00、13：00～17：00

受 付 日：月曜日から金曜日（祝日ならびに年末年始休業期間を除く）



▶ コーポレートデータ

会社の沿革・株式・役員…………… 40

## 常口セーフティ少額短期保険株式会社の沿革

平成17年8月31日	株式会社常口セーフティを設立
平成18年12月1日	少額短期保険準備会社として登録 本社所在地 札幌市中央区南九条西3丁目2番16号 東京事務所 千葉市中央区栄町36番10号
平成20年5月30日	北海道財務局長（少額短期保険）第1号として登録 常口セーフティ少額短期保険株式会社として営業開始 常口マイタウン共済会より「セーフティ生活保険プラン（共済）契約」を包括移転
平成20年7月30日	資本金を1000万円から、5000万円へ増資
平成20年9月30日	常口マイタウン共済会より「生活復旧費用プラン保険（共済）契約」を包括移転
平成20年10月30日	東京事務所を廃止、システム部を本社に集約
平成21年3月1日	本社を富士火災札幌ビルに移転
平成28年10月11日	本社を現在地（岡本ビル）に移転

## 株式に関する事項

発行可能株式数 2,000株 発行済株式数 1,000株

株主名	持株数	割合	株主名	持株数	割合
萩野 克己	145株	14.5%	高橋 和弘	20株	2.0%
林 敏雄	95株	9.5%	自己株式	740株	74.0%

（注）割合は、発行済株式数（1,000株）に対する所有株式割合です。

## 役員に関する事項

地位	氏名	主な担当および重要な兼職
代表取締役社長	萩野 克己	経営全般管理
専務取締役	福岡 稔	経営管理部、業務部、損害調査部、 コンプライアンス・内部監査部、システム部、営業部
取締役（非常勤）	林 敏雄	
会計監査役（非常勤）	岡野 芳郎	近畿第一監査法人代表社員、公認会計士



常口セーフティ少額短期保険 株式会社  
JOGUCHI SAFETY SSI



**JOGUCHI SAFETY SSI**

<http://www.safesafe.co.jp/>